

課題1 (必須)

近年、企業による人権尊重の必要性について国際的な関心が高まっている。2011年、国連人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組みの実施（以下、「指導原則」とする。）」が全会一致で支持された。その後、2015年に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において指導原則が言及され、2017年のG20ハンブルク首脳宣言において「ビジネスと人権に関する国別行動計画（NAP）のような適切な政策枠組みを構築するよう取り組む」旨が明記された。既に30を超える国・地域がNAPやそれに相当する文書を策定済み又は策定中であり、西欧諸国などでは、人権保護を目的とするサプライチェーン規制を強化するための国内法の整備が行われている。

我が国では、2020年10月、「ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議」において『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020－2025）」が策定され、政府が、企業に対し、人権デュー・ディリジェンスの導入促進を期待する旨が表明されている。

以上の記述及び次頁以降の資料を基に、次の問いに解答しなさい。

- ① 「指導原則」が求めている人権に関する企業の責任とはどのようなものか、人権を保護する国家の義務との相違を踏まえて説明しなさい。
- ② 我が国の企業は、①で説明した責任を果たすための取組をどの程度実施していると言えるのか述べなさい。
- ③ 政府が、企業に対し、人権デュー・ディリジェンスの導入促進を期待しているのはなぜか、その理由を説明しなさい。
- ④ 我が国が企業による人権デュー・ディリジェンスの実施を促進するための施策としてどのようなものが考えられるか論じなさい。

資料1 ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組みの実施（抄）

I. 人権を保護する国家の義務

A. 基本原則

1. 国家は、その領域及び／または管轄内において生じた企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。このために国家は、実効的な政策、立法、規制や司法判断を通じて、人権侵害を予防、調査、処罰、救済するための適切な手段をとらなければならない。
2. 国家は、その領域及び／または管轄内に拠点を有する全ての企業がその活動の全体を通じて人権を尊重することへの期待を明確に表明するべきである。

（以下略）

II. 人権を尊重する企業の責任

A. 基本原則

11. 企業は人権を尊重すべきである。それは、企業が他者への人権侵害を回避し、企業が関与した人権への悪影響に対処すべきことを意味する。
12. 人権を尊重する企業の責任は国際的に承認された人権に拠っているが、それは少なくとも、国際人権章典や労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言に規定されている基本的権利に関する原則等に表明されている人権と理解される。
13. 人権を尊重する責任は企業に以下の事項を要求する。
 - (a) 企業活動による人権への悪影響の惹起またはその助長を回避し、惹起した際には対処すること。
 - (b) 企業活動と直接関連する、または取引関係による製品もしくはサービスに直接関連する人権への悪影響については、企業がその惹起に寄与していなくても、回避又は軽減に努めること。
14. 人権を尊重する企業の責任は、企業の規模、業種、企業活動の状況、所有者、組織構成に関係なく全ての企業に適用される。ただし、企業がその責任を果たすためにとる手段の規模や複雑さは、上記の諸要素や企業による人権への悪影響の重大性により異なり得る。
15. 企業は、人権を尊重する責任を果たすため、その規模と状況に応じて、以下を含む企業方針と手続を持つべきである。
 - (a) 人権を尊重する責任を果たすという企業方針によるコミットメント。
 - (b) 人権への影響を特定し、予防し、軽減し、対処方法を説明するための人権デュー・ディリジェンス手続。
 - (c) 企業が惹起させまたは寄与したあらゆる人権への悪影響からの救済を可能とする手続。

（以下略）

出所：外務省ホームページ

資料2 2020年における CHRB (Corporate Human Rights Benchmark) の業種別
 ランキング (上位3社及び対象となった日本企業)

自動車

順位	企業名	スコア
1位	フォード	41.5
2位	グループ PSA	33.0
3位	ダイムラー	32.4
9位	ホンダ	14.2
10位	マツダ	14.0
グローバル30社の平均		11.9
12位	トヨタ自動車	11.6
15位	SUBARU	10.1
16位	三菱自動車	8.9
18位	日産自動車	8.3
21位	スズキ	5.9

農産物

順位	企業名	スコア
1位	ユニリーバ	25.0
2位	ペプシコ	22.0
3位	ハイネケン	21.5
21位	イオン	13.5
23位	キリンホールディングス	12.0
25位	アサヒグループホールディングス	10.5
グローバル57社の平均		10.3
39位	サントリー食品インターナショナル	5.5
41位	セブン&アイ・ホールディングス	5.0
45位	ファミリーマート	4.5

資源開発

順位	企業名	スコア
1位	Eni	25.0
2位	リオ・ティント	23.5
3位	BP	21.5
グローバル57社の平均		10.2
34位	ENEOS ホールディングス	7.0
39位	INPEX	5.0
49位	日本製鉄	2.5

情報通信技術

順位	企業名	スコア
1位	エリクソン	22.0
2位	ヒューレット・パカード・エンタープライズ	18.5
3位	HP	17.0
13位	ソニーグループ	9.5
16位	日立製作所	8.5
	東京エレクトロン	
19位	キヤノン	8.0
グローバル44社の平均		7.9
23位	パナソニック	6.5
27位	村田製作所	5.5
	任天堂	
40位	HOYA	2.5
	京セラ	
43位	キーエンス	1.0

アパレル

順位	企業名	スコア
1位	アディダス	23.0
2位	テスコ	21.5
3位	マークス&スパンサー	20.5
4位	ファーストリテイリング	19.5
14位	イオン	13.5
グローバル53社の平均		9.0

出所：ワールド・ベンチマーキング・アライアンスのホームページ及び『週刊東洋経済』2021年9月25日号 東洋経済新報社 を基に作成

注：CHRB のランキングは、「ガバナンスと方針によるコミットメント」、「人権尊重と人権デュー・ディリジェンスの組み込み」、「救済と苦情処理メカニズム」など六つの分野におけるスコアの合計で算出されている。

2020年に初めて評価対象となった自動車業界は6分野全ての項目で評価が行われた（満点は100点）。それ以外の業種は、コロナ禍もあって簡便な方法で評価が行われた（満点は26点）。

資料3 我が国の「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020－2025）の概要（抄）

第1章 行動計画ができるまで

（略）

第2章 行動計画

1. 基本的な考え方

- (1) 政府，政府関連機関及び地方公共団体等の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上
- (2) 企業の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上
- (3) 社会全体の人権に関する理解促進と意識向上
- (4) サプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備
- (5) 救済メカニズムの整備及び改善

2. 分野別行動計画

（略）

第3章 政府から企業への期待

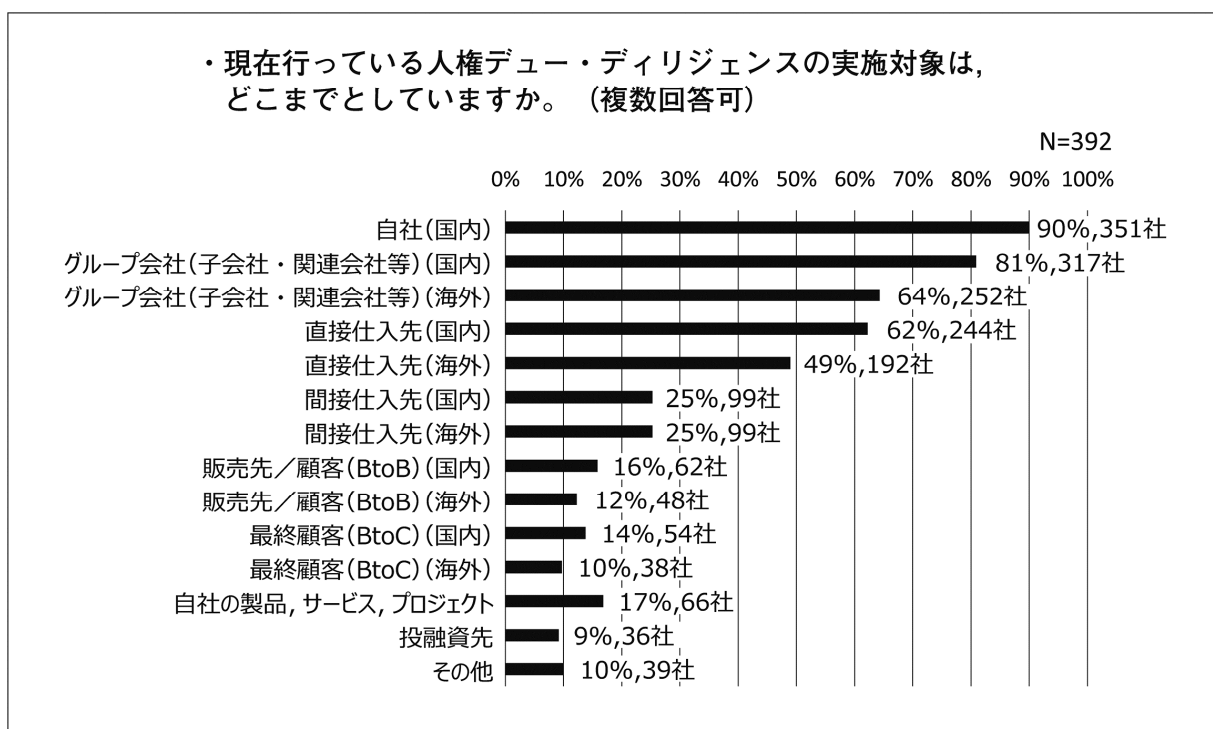
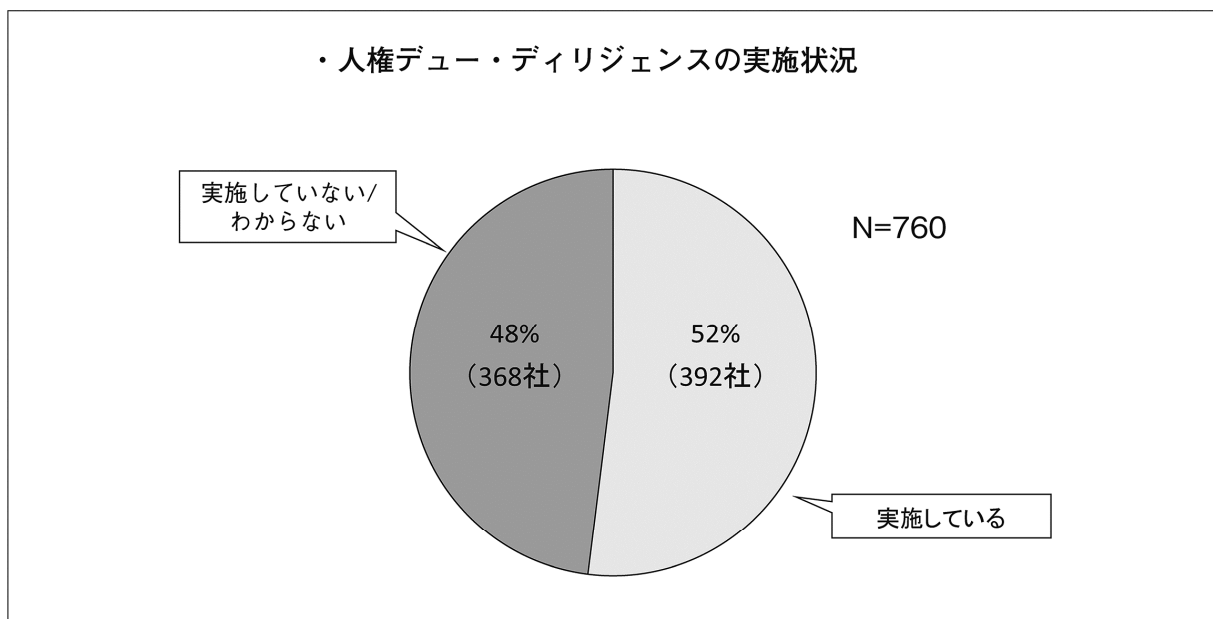
政府は，その規模，業種等にかかわらず，日本企業が，国際的に認められた人権等を尊重し，「指導原則」やその他関連する国際的なスタンダードを踏まえ，人権デュー・ディリジェンスのプロセスを導入することを期待。

第4章 行動計画の実施・見直しに関する枠組み

（略）

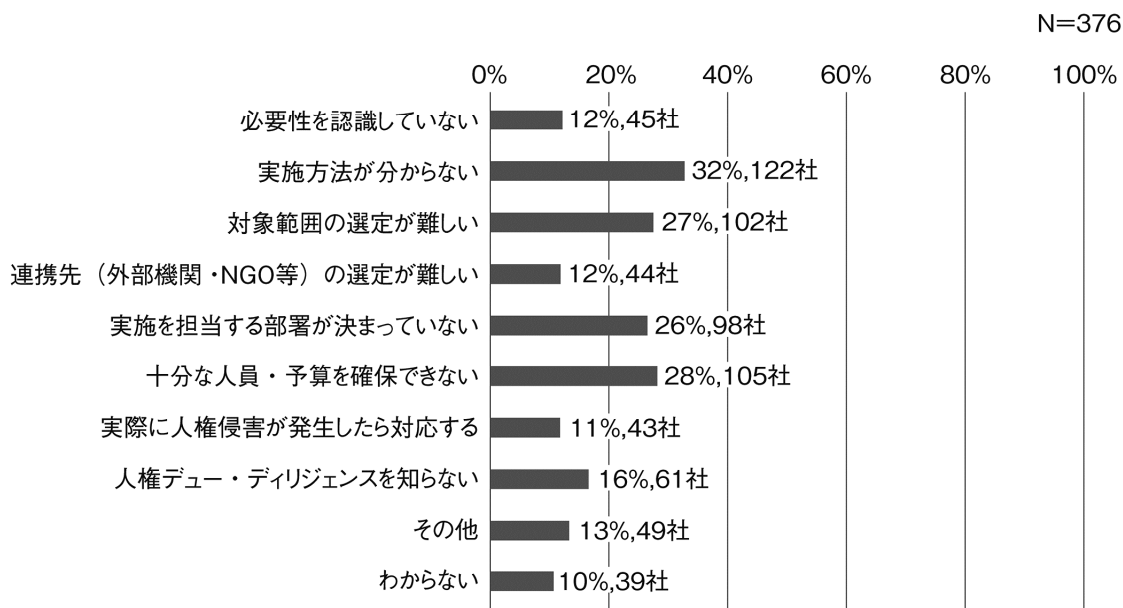
出所：外務省ホームページ

資料 4 - 1 日本企業における人権デュー・ディリジェンスの実施状況



出所：経済産業省・外務省「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査」集計結果 2021年11月

資料4-2 日本企業が人権デュー・ディリジェンスを実施していない理由



出所：経済産業省・外務省「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査」集計結果 2021年11月

資料5 企業が関与する人権侵害に対して深刻な申立てがあった件数が10件を超えた国

	インド	中国	インドネシア	コンゴ民主共和国	アメリカ	バングラデシュ
件数	24	21	19	17	16	12

出所：ワールド・ベンチマーキング・アライアンスのホームページ 2020 Corporate Human Rights Benchmark data set を基に作成

注：深刻な申立ての内容は強制労働，児童労働，先住民の土地の権利の侵害など。複数の国にまたがる申立ては，それぞれの国に重複して計上されている。

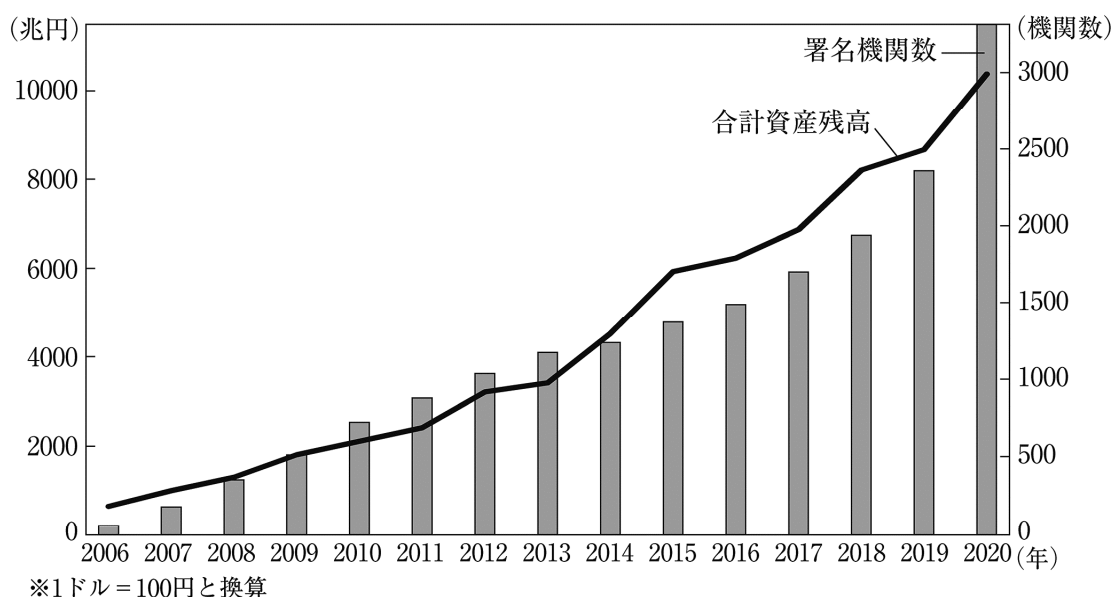
資料6 各国の人権デュー・ディリジェンス法制

	英国	フランス	オーストラリア	オランダ	ドイツ
法律名	2015年現代奴隷法	企業注意義務法	2018年現代奴隷法	児童労働注意義務法 (2022年施行)	デュー・ディリジェンス法 (2023年施行)
対象企業	英国で事業活動を行う年間売上高3600万ポンド(約49億円)以上の企業	2年連続してフランスに所在する従業員5,000人以上(フランス内の子会社との合算)又は1万人以上(フランス内外の子会社との合算)の企業	オーストラリア籍又はオーストラリアで事業活動を行う年間売上高1億豪ドル(約74億円)以上の官民の法人	オランダ市場に製品やサービスを提供・販売する外国籍を含む全ての企業	ドイツに拠点があり、従業員が3,000人(2024年から1,000人)以上の企業
対象となる人権等への負の影響	奴隷, 隷属, 強制(又は義務的な)労働及び人身取引	人権及び基本的自由の重大な侵害, 健康と安全及び環境に対するリスク及び重大な侵害	奴隷・隷属, 人身取引, 児童労働	児童労働	児童労働, 強制労働, 奴隷・隷属, 結社の自由の侵害, 環境義務違反等
企業の義務	自社の事業とサプライチェーンにおいて, 奴隷及び人身取引等が行われないようにするために会計年度中に講じた措置の声明開示。講じていない場合はその旨の声明を開示	人権デュー・ディリジェンス計画の作成と実施, 年次報告書内での開示	自社及びサプライチェーンにおける奴隷・隷属, 人身取引等の現代奴隷に係るリスクについて記載した「現代奴隷報告書」を内務大臣に毎年提出	児童労働に関するサプライチェーンのデュー・ディリジェンスの実施と規制当局への報告, 行動計画の作成と注意義務	サプライチェーンにおける人権・環境デュー・ディリジェンスの実施と報告
罰則(注)	なし	注意義務違反による民事責任	なし	過料(最も厳しいもので最大87万ユーロ(約1億円)又は年間売上高の10%), 刑事罰	過料(最も厳しいもので最大80万ユーロ(約9700万円)又は年間平均売上高の2%)

(注) 裁判所の実施命令を除く。

出所：鈴木絢子「責任あるサプライチェーンと人権デュー・ディリジェンス」『レファレンス』850号 国立国会図書館調査及び立法考査局 を基に作成

資料7-1 PRI 署名機関数・合計資産残高の推移



出所：国土交通省「不動産分野における ESG-TCFD 実務者 WG 第2回配布資料」を基に作成
 注：PRI (Principles for Responsible Investment：責任投資原則) とは、アナン国連事務総長 (当時) の提唱に基づき、国連環境計画・金融イニシアティブと国連グローバル・コンパクトとの連携によって2006年に発足したイニシアティブのことである。投資分析と意思決定のプロセスに ESG (環境, 社会, ガバナンス) の課題を組み込むことなど六つの原則が掲げられている。

資料7-2 ESG 投資額の推移

(単位：10億米ドル)

地域	2016年	2018年	2020年
ヨーロッパ	12,040	14,075	12,017
アメリカ合衆国	8,723	11,995	17,081
カナダ	1,086	1,699	2,423
オーストラリア・ニュージーランド	516	734	906
日本	474	2,180	2,874
合計	22,839	30,683	35,301

出所：Global Sustainable Investment Review 2020

注：各年の数値は、日本以外は前年の12月31日現在の投資額 (日本はその年の3月31日現在の投資額) である。

「ヨーロッパ」と「オーストラリア・ニュージーランド」については、持続可能な投資の定義に大幅な変更が加えられたため、経年の直接比較や地域間の直接比較は正確にはできない。

出題の趣旨（課題1）

本問は、我が国企業のビジネスと人権に関する取組の現状などについて資料を基に説明するとともに、企業の人権デュー・ディリジェンスの実施を促進するための施策を論じることを求める課題である。

産業政策、労働政策、外交政策など多分野にまたがる政策課題を題材とすることで、現状を多様な視点から捉えて政策立案を行う能力を見極めるねらいがある。

採点の全体講評（課題1）

この課題はビジネスにおける人権尊重と政府の役割について考えてもらうことをねらいとしており、

- ・人権尊重のために、企業が人権デュー・ディリジェンスを実施しなければならないこと
- ・また、それを政府が促進すべきこと

の2点はおおむね答案に反映されていた。

しかし、その前提となる企業の生産活動のグローバル化や、それに伴って生じる海外サプライチェーンの課題を正確に認識できた答案は意外と少なかった。また、企画案についても企業に対する啓発を重視する答案はあったものの、欧州諸国における人権デュー・ディリジェンス関連法が日本の文脈でどの程度の妥当性を持つのかを検討する答案はあまり多くは見られなかった。

設問①に関して

大方の答案は、資料に基づいて人権デュー・ディリジェンスが何を意味するのかについて正しく説明できていた。ただ、国際的な理解とは異なり、人権デュー・ディリジェンスの対象となる「国際的に承認された人権」を狭く解釈し、日本国内の労働者の権利に限定して議論を展開する答案も中にはあった。また、国家の義務が自国領域内にとどまり、その点で企業の責任とは異なることを述べる答案は少なからず見られたものの、企業の人権尊重責任は国家の義務とは違って国際法上の責任ではないことに言及する答案は意外と少なかった。社会的な責任と法的な責任の違いにも留意してほしかった。

設問②に関して

ほとんどの答案が

- ・日本企業の人権尊重への取組が欧米企業のそれよりも遅れていること
- ・人権デュー・ディリジェンスを意識的に実施している企業も半分程度であること、また、それを実施している企業もその対象を社内やグループ内に限定していること

などを資料に基づいて述べることができていた。しかしながら、前述のように、海外サプライチェーンにおける人権尊重が不十分である点を特に問題視する答案は期待したほど多くはなかった。

設問③に関して

日本企業による人権尊重を促進する日本政府の動機に関しては、人権尊重が世界的な動向である

からとする人権保護の観点から説明する答案が目立ったが、中には人権尊重の欠如が国際経済における日本企業の地位を脅かすことになる可能性について言及するものも多く見られた。

ただし、

- ・深刻な人権侵害がアジア地域に集中的に見られることと、日本企業が当該地域においてサプライチェーンを有していることとを結び付けた答案
- ・ESG投資の増大によって人権尊重が企業の資金調達にとって近年一層重要になっていることから、人権を尊重しない日本企業が金融市場から排除される可能性に言及した答案

はそれほど多く見られなかった。このことから、経済のグローバル化と人権侵害の関係性に関する理解や、ESG投資の日本経済へのインパクトに関する理解が不足していることが危惧される。

設問④に関して

日本政府の行動計画に述べられている「ビジネスと人権」に関する企業の理解促進と意識向上を目指すという処方箋の延長線上での提案が多かった。例えば、人権デュー・ディリジェンスの実施に関するガイドラインの策定や人権デュー・ディリジェンスの専門家養成などである。意外にも、欧州諸国で立法化されている人権デュー・ディリジェンス関連法に類似する法案の日本での導入や人権デュー・ディリジェンスの実施を義務付ける国際条約締結の可能性などについて議論する答案はあまり多くは見られなかった。また、漠然とESG投資を促進すべきとする提案もあったが、具体策は示されなかった。更に、多国籍企業と中小企業を区別して対策を検討する答案も少なかった。全体的にもう少しきめ細かい検討が欲しかった。

課題2 (選択)

我が国は、観光を成長戦略の柱、地方創生の切り札と位置付け、国内外の旅行者の地域への誘客、交流人口の拡大に向けた取組を進めてきた。「ナイトタイムエコノミー」は、文化・経済の両面でまちを活性化させ、今後の経済を支える重要なテーマである。ナイトタイムに行われる様々な活動から、未来の文化が生まれ、国内外の人々を広く魅了し、引きつける大きな可能性がある。

同じ島国という立場のイギリスでは、ナイトタイムエコノミーは成長産業と考えられており、パンデミック前の2019年でGDPに占める割合は5.09%、パンデミック中の2020年ですら2.69%となっている。

日本でも、超党派のダンス文化推進議員連盟や「クラブとクラブカルチャーを守る会」が、「健全な夜間市場（ナイトタイムエコノミー）の創設」を目標の一つとして、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）によるダンス営業の規制などについての議論を進めたこともあり、同法は2015年に改正され、その翌年に改正法の全てが施行された。

以上の記述及び次頁以降の資料を基に、次の問いに解答しなさい。

- ① 我が国のナイトタイムエコノミーの現状と課題について、他国と比較しつつ、我が国の観光業の特徴も交えて説明しなさい。
- ② 我が国のナイトタイムエコノミーの活性化に資するソフトパワーとしてどのようなものがあると考えられるか。そして、それを具体的に利用した施策としてどのようなものがあるかを一つ挙げて説明しなさい。
- ③ ナイトタイムエコノミーのコアとして期待されているエンターテインメント施設にIR（統合型リゾート：Integrated Resort）施設がある。IR施設はゲーミング施設（カジノ施設）と宿泊施設、MICE施設*、商業施設、エンターテインメント施設等から構成されている。このIR施設の利点と課題を論じなさい。

*MICE：企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition／Event）の頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称

資料1 日本国憲法（抄）

第21条第1項 集会，結社及び言論，出版その他一切の表現の自由は，これを保障する。

第22条第1項 何人も，公共の福祉に反しない限り，居住，移転及び職業選択の自由を有する。

第31条 何人も，法律の定める手続によらなければ，その生命若しくは自由を奪はれ，又はその他の刑罰を科せられない。

資料2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に関する報道

（著作権の関係により省略）

資料3 気候変動と観光業の関係に関する報道

(著作権の関係により省略)

資料4 OECD加盟国における旅行者による消費額

国名	年	旅行者による支出 (100万米ドル)	国内からの旅行者による 支出の割合	外国からの旅行者による 支出の割合
オーストラリア	2017	109,884	74%	26%
オーストリア	2017	43,348	47%	53%
ベルギー	2016	18,697	67%	33%
カナダ	2018	78,891	78%	22%
チリ	2018	9,875	62%	38%
チェコ	2017	12,205	42%	58%
デンマーク	2017	19,391	57%	43%
エストニア	2014	2,245	12%	88%
フィンランド	2016	12,617	69%	31%
フランス	2018	171,281	57%	43%
ドイツ	2015	293,020	85%	15%
ハンガリー	2017	7,291	31%	69%
アイスランド	2017	4,747	26%	74%
アイルランド	2007	9,278	46%	54%
イスラエル	2018	15,335	55%	45%
イタリア	2015	124,635	57%	43%
日本	2017	237,739	84%	16%
リトアニア	2017	2,439	40%	60%
メキシコ	2018	167,448	83%	17%
オランダ	2018	99,580	61%	39%
ニュージーランド	2018	24,618	59%	41%
ノルウェー	2017	21,352	70%	30%
ポーランド	2015	15,432	37%	63%
ポルトガル	2017	29,488	31%	69%
スロバキア	2016	4,795	43%	57%
スロベニア	2017	4,719	30%	70%
スペイン	2015	139,605	53%	47%
スウェーデン	2018	38,737	57%	43%
スイス	2014	33,483	46%	54%
イギリス	2017	189,964	81%	19%
アメリカ	2018	1,154,459	83%	17%
OECD 平均			75%	25%

出所：OECD Tourism Statistics (Database).

資料5 各国・各地域を観光のために訪れたい理由

次に観光旅行したい国・地域として挙げた人数	理由(当てはまるもの全て)								
	買い物がしたいから	治安が良いから	多言語に対応しているから	リラックスできるリゾート地だから	長期滞在に適しているから	ナイトライフが楽しめるから	清潔だから	食事が美味しいから	
日本	3,261	36%	34%	9%	30%	14%	15%	39%	51%
韓国	1,647	38%	21%	9%	26%	10%	16%	20%	44%
オーストラリア	1,405	16%	21%	12%	30%	20%	9%	21%	17%
ニュージーランド	1,258	10%	26%	11%	33%	19%	8%	30%	14%
台湾	1,124	30%	26%	15%	24%	15%	18%	20%	52%
タイ	1,113	29%	11%	12%	35%	12%	21%	9%	41%
アメリカ	989	28%	9%	12%	17%	20%	14%	9%	21%
シンガポール	982	27%	32%	17%	24%	12%	15%	36%	26%
スイス	899	14%	25%	9%	38%	15%	10%	30%	14%
カナダ	805	14%	25%	11%	25%	22%	8%	22%	16%
イギリス	784	22%	13%	12%	18%	14%	12%	14%	16%
香港	754	32%	15%	13%	13%	10%	16%	12%	33%
ハワイ	703	15%	13%	7%	45%	13%	15%	15%	20%
中国本土	655	20%	14%	10%	16%	12%	13%	9%	26%
ベトナム	637	16%	9%	7%	24%	13%	14%	7%	34%
フランス	615	32%	12%	8%	24%	12%	15%	11%	32%
イタリア	602	28%	7%	8%	24%	13%	12%	10%	38%
ドイツ	506	19%	20%	11%	21%	12%	8%	17%	21%
マレーシア	479	20%	16%	16%	24%	13%	14%	11%	32%
インドネシア	431	22%	12%	14%	31%	18%	16%	6%	32%
スペイン	408	17%	9%	9%	23%	9%	13%	9%	34%
フィリピン	343	17%	12%	14%	30%	15%	14%	6%	22%
中東諸国(ドバイなど)	334	21%	19%	14%	15%	11%	13%	20%	29%
その他欧州諸国	328	13%	11%	9%	20%	14%	6%	14%	18%
オーストリア	312	14%	15%	9%	34%	12%	9%	21%	16%
インド	291	16%	10%	13%	18%	17%	12%	9%	34%
マカオ	290	19%	21%	14%	20%	13%	17%	12%	28%
中南米諸国	244	9%	5%	9%	17%	14%	11%	5%	28%
メキシコ	214	11%	10%	8%	20%	14%	19%	11%	30%
グアム	189	14%	15%	11%	46%	8%	8%	10%	14%
アフリカ諸国	154	6%	5%	5%	12%	13%	6%	1%	17%
その他	114	5%	14%	7%	25%	14%	10%	13%	18%

出所：日本政策投資銀行・日本交通公社「DBJ・JTBF アジア・欧米豪 訪日外国人旅行者の意向調査（第2回 新型コロナ影響度 特別調査）」を基に作成

注：この調査は、アジアと欧米豪の12の国・地域における外国旅行経験者6,139人を対象として2020年12月に実施された。

この調査では、選択肢として全部で16の「訪れたい理由」が示されているが、本資料ではそのうちの八つのみを抜粋している。そのため、訪れたい理由を挙げた人数の割合を全て足しても100%に満たない地域もある。

資料6 訪日旅行で体験したいこと

(回答はあてはまるもの全て、%)

順位	回答者→	アジア全体											欧米豪全体			
		全体	韓国	中国	台湾	香港	タイ	シンガポール	マレーシア	インドネシア	アメリカ	オーストラリア	イギリス	フランス		
	サンプル数	3,261	2,587	169	357	344	383	365	318	307	344	674	137	179	171	187
1	自然や風景の見物	60	62	55	59	63	55	62	73	70	62	52	47	50	57	53
2	桜の観賞	60	63	41	50	67	66	64	66	75	63	48	49	51	43	47
3	伝統的日本料理	53	54	45	37	60	60	53	64	59	50	48	46	49	49	46
4	温泉への入浴	48	53	53	44	56	58	50	59	55	47	30	26	32	33	27
5	有名な史跡や歴史的な建築物の見物 (説明の充実度含む)	47	48	34	41	56	46	42	47	51	59	47	48	46	44	49
6	雪景色観賞	45	50	34	30	53	52	52	59	66	51	25	22	36	18	24
7	紅葉の観賞	43	47	19	26	49	55	55	51	62	46	26	25	28	23	28
8	日本庭園の見物 (説明の充実度含む)	40	37	19	27	32	31	35	41	50	55	50	45	47	49	58
9	世界遺産の見物 (説明の充実度含む)	39	38	21	27	42	33	46	40	45	46	41	35	34	47	45
10	繁華街の街歩き	38	38	33	21	41	38	28	48	53	42	38	36	37	37	39
11	現地の人が普段利用しているカジュアルな食事	37	39	36	27	28	34	47	53	46	39	31	28	35	29	30
12	日本文化の体験 (茶道、華道、着物試着など)	34	35	16	34	35	25	33	31	47	49	31	35	25	36	30
13	遊園地やテーマパーク	33	37	27	30	49	39	35	41	39	33	19	18	22	13	21
14	イベント・祭りの見物	33	34	31	21	41	30	29	29	45	45	29	28	27	29	31
15	食品や飲料のショッピング	32	35	33	16	43	48	28	51	41	25	20	23	23	13	21
16	アウトドアアクティビティ (※計)	30	32	14	23	32	33	38	36	38	35	21	23	22	19	20
17	自然や資源を損なうことのないよう配慮されている観光地・観光ツアー	29	28	21	11	24	23	30	47	40	29	32	30	30	35	32
18	近代的／先進的な建築物の見物 (説明の充実度含む)	28	28	14	24	21	20	30	28	39	42	29	33	31	27	28
19	洋服やファッション雑貨のショッピング	26	29	32	22	25	36	32	35	30	24	16	16	16	13	17
20	日本の酒 (日本酒・焼酎)	26	26	34	29	26	23	27	27	34	17	23	26	22	24	21
21	スイーツ	26	28	24	12	38	42	34	22	20	24	18	21	16	9	24
22	伝統工芸品の工房見学・体験	25	24	14	20	22	22	23	24	31	32	28	26	25	27	32
23	化粧品や医薬品の購入	24	28	20	26	46	33	28	26	27	17	8	13	7	4	8
24	ドラマや映画のロケ地・アニメの舞台の見物	21	21	20	25	16	17	23	19	23	27	18	22	22	11	16
25	スノーアクティビティ (スキー、スノーボード等) を楽しむこと※	20	23	8	10	26	24	30	29	28	26	7	9	9	6	5
26	美術館や博物館の鑑賞 (説明の充実度含む)	19	19	12	9	19	18	24	17	26	24	21	15	20	21	26
27	伝統芸能鑑賞 (歌舞伎や能)	18	17	10	14	15	12	19	13	23	25	24	27	20	20	31
28	フルーツ狩り	18	20	2	7	16	31	24	28	25	21	9	16	8	3	11
29	伝統工芸品の制作や購入	18	18	8	13	21	17	15	14	26	26	18	15	14	16	24
30	ナイトライフ (バーやクラブ、芸者遊び等) 体験	17	16	6	21	13	11	27	16	19	13	20	23	20	19	19
31	電化製品のショッピング	15	16	10	17	27	15	12	15	19	12	11	10	17	8	8
32	ブランド品や宝飾品のショッピング	12	12	9	13	6	14	16	12	15	10	10	12	9	9	10
33	その他のアウトドアアクティビティ (サイクリング、フィッシング等) を楽しむこと※	11	12	4	5	10	10	13	12	17	18	10	12	11	7	11
34	マリニアクティビティを楽しむこと※	11	11	8	12	9	10	12	11	13	12	9	9	7	11	10
35	スポーツ観戦	9	8	5	13	8	8	8	7	4	6	12	14	12	9	14
-	その他	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	1	2	0

(注) 「アウトドアアクティビティ」は、「スノーアクティビティ (スキー、スノーボード等) を楽しむこと」、「マリニアクティビティを楽しむこと」、「その他のアウトドアアクティビティ (サイクリング、フィッシング等) を楽しむこと」を合算したものである。

(注) 次に海外観光旅行したい地域として「日本」を選択した対象者から回答を得た。

(注) 上位5項目を塗りつぶした。

出所：日本政策投資銀行・日本交通公社「DBJ・JTBF アジア・欧米豪 訪日外国人旅行者の意向調査 (第2回 新型コロナ影響度 特別調査)」

資料 7-1 IR 整備法に基づく基本方針の概要（抄）

第 1 IR 整備の意義・目標

◆意義

- 国際的な MICE ビジネスを展開するとともに、長期滞在に対応した訪日外国人旅行を促進し、来訪客に国内各地を訪れて頂くことにより、「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光」を実現。
- IR 整備に当たっては、①IR 区域・施設に係る安全や健康・衛生の確保、②カジノ事業収益の公益還元、③都道府県等によるギャンブル等依存症対策の充実、④IR 事業者等との接触ルールの策定、IR 事業者のコンプライアンスの確保が極めて重要な前提条件

◆目標

- 我が国における MICE 開催件数の増加。
- 2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成への貢献。
- 訪日外国人旅行者の国内各地の観光地への訪問の増加。

第 2～第 4

（略）

第 5 その他

- インバウンド促進やギャンブル等依存症対策など、関係施策と連携して施策を推進。

第 6 カジノ施設の有害影響排除

- 関係者が密接に連携して、犯罪発生の予防、青少年の健全育成、依存防止のための施策及び措置を確実に実施するとともに、IR 事業者及び都道府県等において、依存防止のために万全の対策を講じ、ギャンブル等依存症対策基本法に基づく取組を一層強力に推進。

出所：観光庁ホームページ

資料7-2 カジノ規制の全体像

免許等による参入規制	カジノ施設・機器の規制	カジノ事業活動の規制等
<p>○広範な参入規制 カジノ事業者やその役員、従業者のみならず、株主、施設土地権利者、ゲーム機器メーカー等や一定の取引についても、免許等の対象として規制・監督</p> <p>○背面調査の実施 暴力団員等を徹底的に排除するなど高い廉潔性を確保するため、厳格な参入要件を設定し、十分な社会的信用を有する者であること等（免許等の基準等）を背面調査で確認 →その効果的な実施等のため質問票及び同意書の提出を義務付け</p>	<p>○施設の数・規模の規制 ・IR区域数は上限3か所 ・カジノ施設数は各IRに1施設 ・ゲーミング区域の床面積の上限は、IR施設の床面積の合計の3%に制限</p> <p>○施設の構造・設備の基準 カジノ施設の秩序維持及び安全確保等のため構造・設備等のハード面について基準を設ける</p> <p>○カジノ関連機器等の基準 不正なカジノ行為防止のため機器の品質や性能等を確保</p>	<p>○カジノ行為に関する規制 ・カジノ行為の種類は、諸外国の実施状況を勘案して、カジノ事業の健全な運営に対する国民の信頼を確保し、及びその理解を得る観点から社会通念上妥当と認められる9種21分類のテーブルゲーム及び電子ゲーム機等によるゲームに限定し、そのルールを規定 ・カジノ行為の公正性の確保等のため、カジノ行為に関する基準を規定</p> <p>○カジノ事業を含むIR事業に関する規制等 ・IR事業全体の財務の健全性及び公益性確保のため、業務ごとの区分経理、監査人等による監査、財務報告書等の提出及び公告を義務付け ・国庫納付金（カジノ行為粗収益（GGR）の15%及びカジノ管経費負担額）、認定都道府県等納付金（GGRの15%）の納付</p> <p>○カジノ事業に関する規制 ・カジノ行為や金融業務に関する規制等、事業内容を規制するとともに、業務方法書等の内部規程による自律的な管理体制を整備</p>
懸念への対応		
<p>依存防止対策（重層的・多段階的な取組）</p> <p>○機会の限定（施設の数・規模の規制、カジノ行為の規制等《上掲》）</p> <p>○誘客時の規制 ・広告・勧誘の制限（IR区域外におけるビラ配布の禁止等） ・カジノ行為関連景品類（コンブ）の規制</p> <p>○厳格な入場管理 ・マイナンバーカードを利用した入場規制 ・回数制限（7日間:3回、28日間:10回） ・入場料の賦課（1回:6,000円）</p> <p>○カジノ施設内の規制 ・ATM設置の禁止 ・貸付制限（1,000万円以上のカジノ口座への預入義務）</p> <p>○相談・治療につなげる取組 ・依存防止規程に基づく措置（本人・家族申出による利用制限措置等）</p>	<p>マネー・ローンダリング対策</p> <p>○犯罪収益移転防止法の規制 ・取引時確認等の義務付け</p> <p>○IR整備法における上乗せ・独自規制 ・マネロン防止規程の作成を義務付け ・チップの譲渡、譲受、持出の規制 ・100万円超の現金取引の届出義務等</p> <p>暴力団員等の排除</p> <p>○カジノ事業者等からの排除 ○カジノ施設への入場者からの排除</p> <p>青少年の健全育成 ・20歳未満の者の入場禁止、広告・勧誘の制限等</p>	

出所：カジノ管理委員会ホームページ

資料 8 - 1 シンガポールにおける IR 施設の事例

シンガポールは限られた国土の中でマーライオンやナイトサファリといった観光資源を開発、また地理的条件を生かした MICE の振興に注力してきた。

2000年頃から近隣アジア諸国の観光産業が発展してきたことにより危機意識を強めたシンガポール政府は国民の抵抗感が強かったカジノについて検討を進め、IR という形での導入を決定した。

シンガポールの IR は政府主導で導入が進められた産業であり、IR はマリーナベイ・サンズとリゾート・ワールド・セントーサの 2 か所のみである。

施設名	立地	開業年
Marina Bay Sands	マリーナベイ	2010. 4
Resort World Sentosa	セントーサ島	2010. 2

出所：『シンガポールにおける IR（統合型リゾート）導入の背景と規制』

（Clair Report No417 2015年 5月11日）自治体国際化協会 シンガポール事務所 を基に作成

資料 8 - 2 シンガポール居住者のギャンブル参加率

2005年	2008年	2011年	2014年	2017年	2020年
58%	54%	47%	44%	52%	44%

出所：シンガポールの国家賭博問題対策協議会ホームページ

注：「ギャンブル参加率」は18歳以上のシンガポール居住者が年1回以上ギャンブルをした割合を指しており、「ギャンブル」には競馬やオンラインゲームといったカジノ以外のギャンブルも含まれる。

2020年には、新型コロナウイルス感染症により、4月以降カジノ施設は全面閉鎖された。

出題の趣旨（課題2）

本問は、今後の我が国の成長戦略と地方創生において重要な文化・観光政策並びに地域経済振興策でもある「ナイトタイムエコノミー」の可能性と課題について考察させる課題である。

「ナイトタイムエコノミー」の活性化策を題材とすることで、法律上の制約、国内外のニーズ、外国の事例といった様々な考慮すべき要素を踏まえた政策立案を行う能力を見極めるねらいがある。

採点の全体講評（課題2）

全体的には、我が国が有している文化的特性に着目し、ソフトパワーをナイトタイムエコノミーと結び付けて観光客誘致に活用することを論じた答案が多くあった。他方で、資料に基づく分析が十分でない答案も散見された。

設問①に関して

この問いは、我が国のナイトタイムエコノミーの現状と課題について問うものであるが、現状と課題のいずれについても、もっと鳥瞰的に捉えたり、あるいは一つの事柄についてより深く言及したりしてほしかった。例えば、ナイトタイムエコノミー活性化につながる経済活動が惹起することが想定される問題として、「ストリートレベルの官僚制」による関連法規の恣意的運用の可能性、オーバーツーリズムなどがあるが、それらに言及した答案は少なかった。陸上公共交通が発達していることからエコツーリズムの要件を満たし得るといったインフラ特性などに言及した答案も少なかった。なお、感染症や戦争などに対する脆弱性、日独で国内旅行者が多くを占めている現状、地球温暖化と「飛び恥」、中等教育等でのダンス必修化等によるダンスをめぐる意識の変化に着目するなど、分析・洞察力が発揮された答案もあった。

設問②に関して

ナイトタイムエコノミーとソフトパワーを結び付けて、我が国が有している文化的特性の中でもとりわけ食をめぐる業態の多様性に着目し、それらを広く海外・国内の観光客誘致に活用することを企画提案しており、いずれの答案もよくできていた。

設問③に関して

IR 施設をめぐる、欧米諸国とは異なる後発型カジノの代表例たるシンガポールの資料を読み解けるか否かで答案の分析力に差が出た。我が国の文化・社会的特性を考慮して、反社会的組織の排除やギャンブル依存症対策、施設管理や法整備の工夫もカバーできている答案があった。

課題3 (選択)

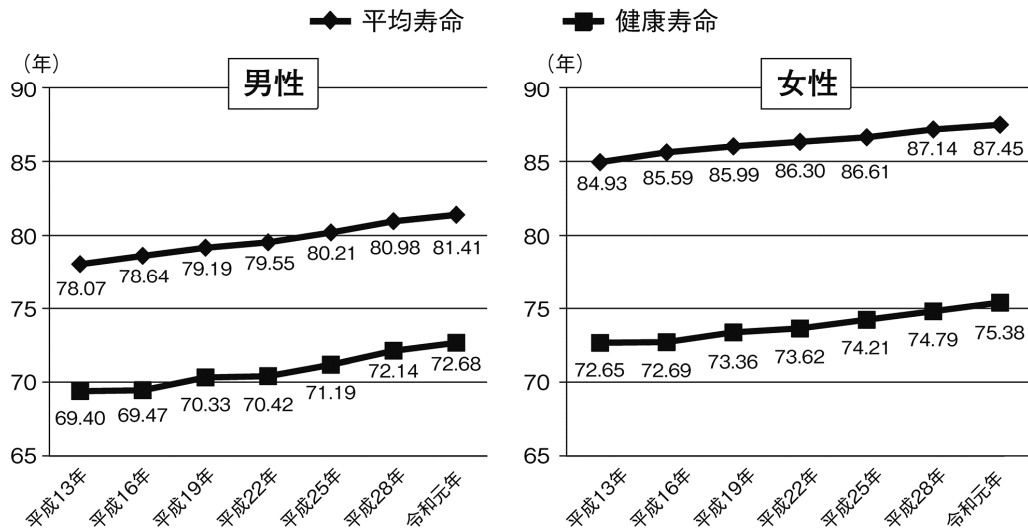
世界一の長寿社会を迎えた我が国では、今後も健康寿命の更なる延伸が期待される中、「人生100年時代」を見据えた経済社会の在り方を構想することが求められ、意欲ある高齢者に働く場を準備することが社会的な課題となっている。

政府は、より多くの人がこれまでよりも長い期間にわたり多様な形で働くようになることが見込まれる中、70歳までの就業機会の確保を事業主の努力義務とする法改正、年金の受給開始時期の選択肢を60歳から75歳の間拡大する法改正、高齢期を見据えたキャリア形成支援など、様々な施策を行ってきた。

以上の記述及び次頁以降の資料を基に、次の問いに解答しなさい。

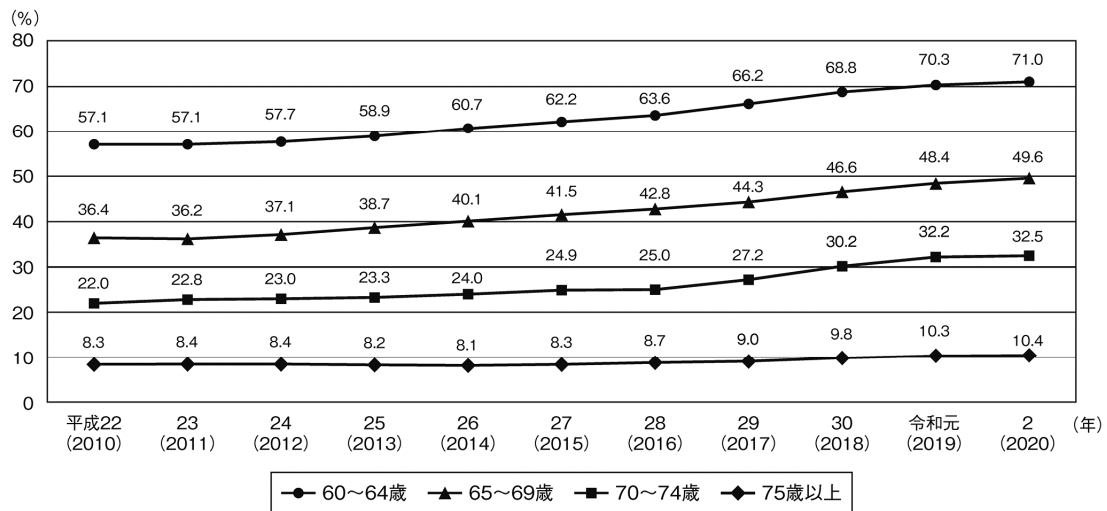
- ① 高齢者に働く場を準備する施策が進められているのはどのような背景があると考えられるか。また、高齢者の就業を難しくしている経済的・社会的要因としてはどのようなものが考えられるか。
- ② ①で挙げた高齢者の就業を難しくしている経済的・社会的要因を踏まえ、高齢者の就業機会を更に確保するために必要だとあなたが考える施策について、その概要を説明しなさい。

資料1 平均寿命と健康寿命の推移



出所：厚生労働省「第16回健康日本21（第二次）推進専門委員会 資料（令和3年12月20日）」

資料2 年齢階級別就業率の推移（男女計）



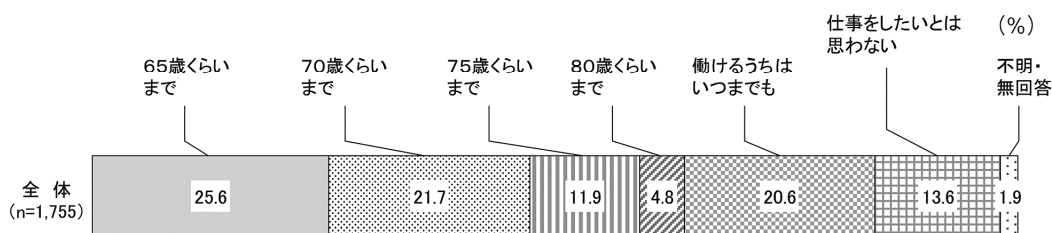
資料：総務省「労働力調査」

(注1)「就業率」とは、15歳以上人口に占める就業者の割合をいう。

(注2)平成23年は岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、補完的に推計した値を用いている。

出所：内閣府編『高齢社会白書（令和3年版）』

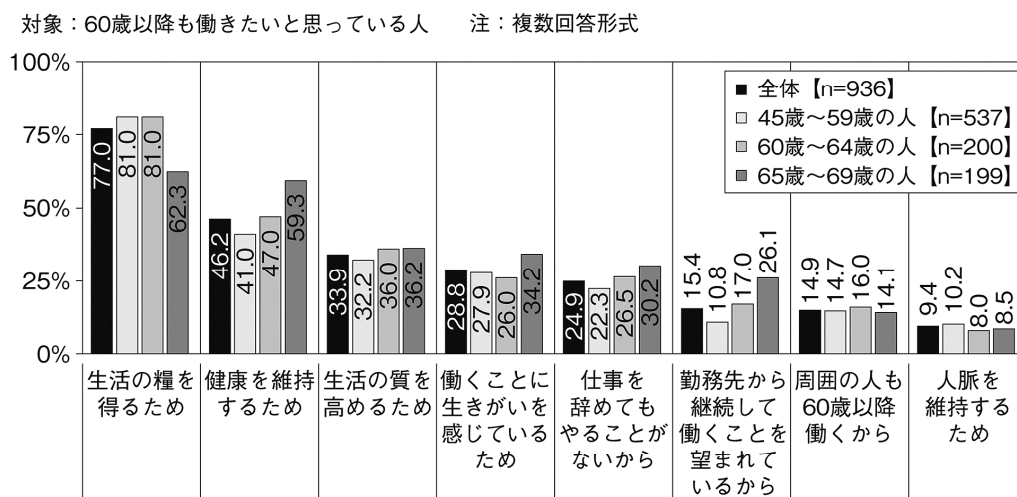
資料3 何歳まで収入を伴う仕事をしたいか、又はしたかったか。



注：調査対象は、全国の60歳以上の男女。

出所：内閣府「令和元年度 高齢者の経済生活に関する調査」

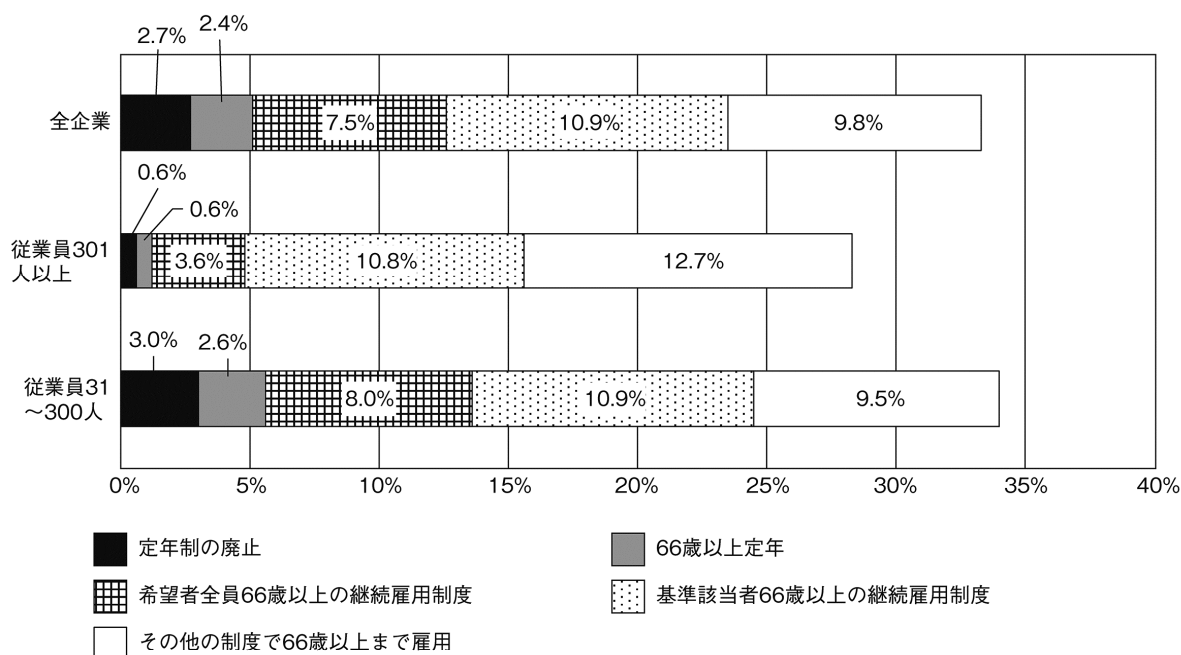
資料4 60歳以降も働きたいと思う理由



出所：日本労働組合総連合会「高齢者雇用に関する調査2020」を基に作成

注：全国の45～69歳の有職者1,000名を対象とした調査において、「今後、何歳まで働きたいか」という問いに対して60歳以上の年齢を回答した人にその理由を問うた結果である。なお、この調査では、「その他」と回答した人が全体の1.3%、「特になし」と回答した人が全体の2.1%であったが、この図では省略している。

資料5 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

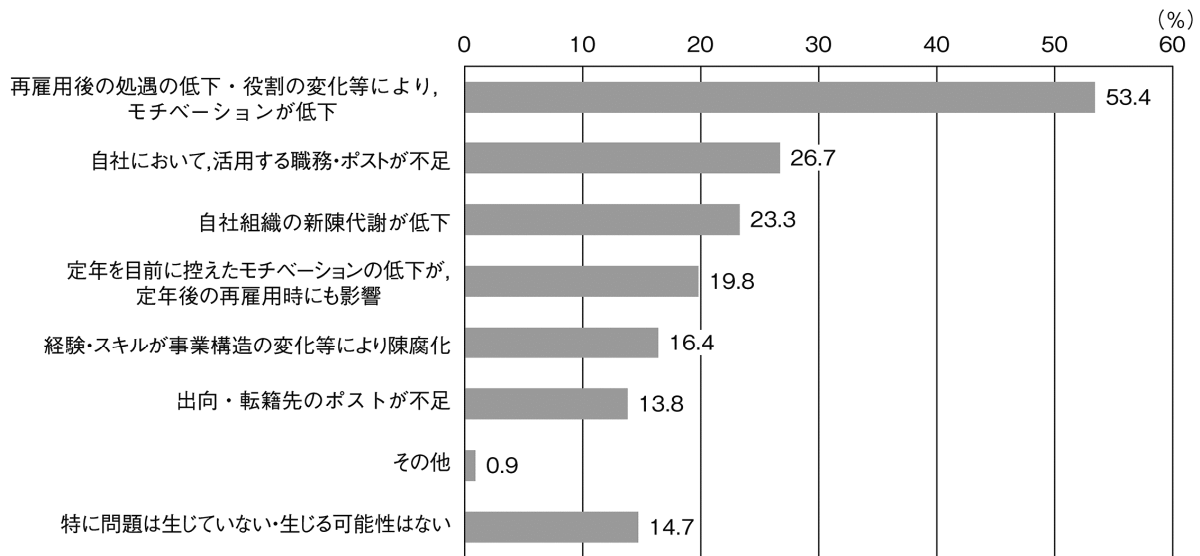


※ 66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「66歳以上定年」のみに計上している。

※ 「その他の制度で66歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を66歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

出所：厚生労働省「令和2年 高年齢者の雇用状況」

資料6 高齢社員の配置・活躍推進にあたって企業で生じている問題



出所：内閣府「人づくり革命 基本構想 参考資料 平成30年6月」

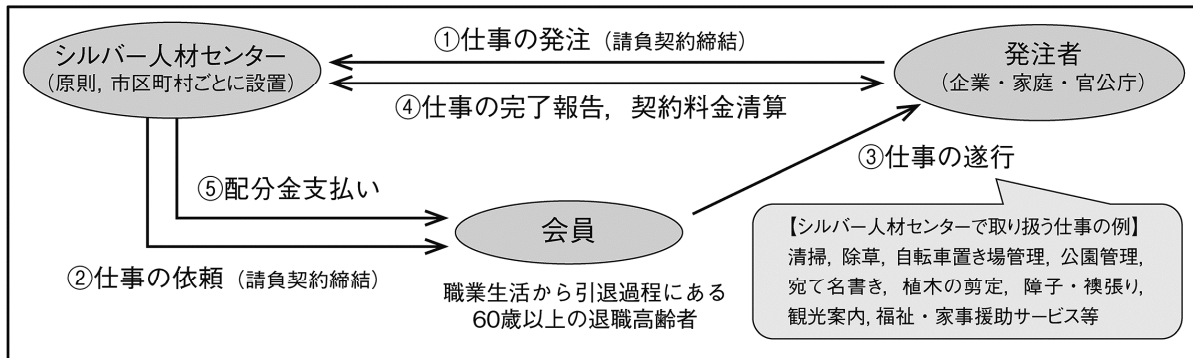
もとなった調査は、日本経済団体連合会「ホワイトカラー高齢社員の活躍をめぐる現状・課題と取組み（2016年）」

資料7 シルバー人材センター事業の概要

目的

定年退職後等に、臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する高齢者に対して、地域の日常生活に密着した仕事を提供し、もって高齢者の就業機会の増大を図り、活力ある地域社会づくりに寄与する。

仕組み



出所：厚生労働省資料を基に作成

出題の趣旨（課題3）

本問は、高齢者に働く場を準備する施策が進められている背景と高齢者の就業を難しくしている経済的・社会的要因について資料を基に説明するとともに、高齢者の就業機会を更に確保するために必要な施策について、様々な制度の在り方と関連させて論じることを求める課題である。

高齢者の就業促進という一つの政策課題が、雇用システム、職業能力開発、生涯教育、社会保障など我が国の様々な社会・経済の仕組みの在り方を考えることにつながっていることを把握する能力とともに、そうした現状把握を基に政策立案を行う能力を見極めるねらいがある。

採点の全体講評（課題3）

本問の答案全般を見ると、資料から読み取れることを丁寧に解説することに力を入れたものが目についた。資料をきちんと読み取ることは必要であるが、それを基に、更に本問に係る自らの知識等を用いて考察や施策の提言を行う答案が乏しかった。

本問の①では、高齢者に働く場を準備する施策が進められている背景を問うているが、健康寿命の伸長が就業のニーズをもたらすという指摘はほとんどの答案で見られたものの、その他の背景に言及する答案は少なかった。また、その他の背景に言及した答案も、高齢者の就業を難しくしている経済的・社会的要因については、雇用側の取組具合が十分でないことを挙げるにとどまり、労働者側のスキル向上の必要性などに言及するものは少なかった。なお、社会保障費用の増加を緩和させるためにも高齢者就業促進が必要であるという「背景」についてのみ記述する答案があったが、この問いの後段では高齢者の就業を難しくしている要因について解答することを求めており、不十分である。

本問の②については、高齢者の就業機会を確保する施策として、定年制の延長など制度上の見直し、補助金などによる企業側へのインセンティブ付与など雇用側に係る施策を挙げる答案が多かった。一方で、リスクリングなど人的資本の充実、労働と介護・医療の両立支援など高齢の労働者側に係る施策に触れる答案は少なかった。また、シルバー人材センターについては、解答の方向性や内容が現状の制度を前提として利用促進策を論じることに偏った答案が多く、その是非や普遍的な活用性に言及し、それを踏まえた施策を説明するものは少なかった。

繰り返しになるが、資料から読み取れることの解説にとどまる答案が多かったように感じられた。その部分については十分な記述がなされているものの、資料を基にして更に自らの考え方を展開する答案は少なかった印象がある。